

県内各医療機関の管理者 様

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課長

今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について

日頃から、本県の感染症対策に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに代表される急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection : ARI）は、国民の健康に対して大きな影響を与えていたる感染症の一つです。

これらの感染症については、学校や高齢者施設等における集団感染、高齢者や一定の基礎疾患を有する者が罹り患すると重症化するリスクがあること等の問題が指摘されており、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題とされています。

こうしたことを踏まえ、厚生労働省は、急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（令和 7 年厚生労働省告示第 296 号）を告示し、「令和 7 年度今冬の急性呼吸器感染症（ARI）総合対策について」（資料 1）を取りまとめ、併せて「令和 7 年度急性呼吸器感染症（ARI）総合対策に関する Q&A」（資料 2）及び「急性呼吸器感染症（ARI）に関する施設内感染予防の手引」（資料 3）を策定しました。

また、都道府県に対して別添の「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について（令和 7 年 11 月 12 日付け厚生労働省地域医療計画課ほか連名事務連絡）」（資料 4）により通知がありましたのでお知らせします。同通知では、「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」（資料 5）により医療提供体制の確認等についての依頼もありました。

県内においては、第 47 週（11 月 17 日から 23 日）の定点医療機関あたりのインフルエンザ患者数が 41.26 人となり警報報基準（30 人/定点）を上回ったため、11 月 28 日にインフルエンザ感染拡大警報を発令し、県民の皆様への注意喚起を行ったところです。

こうしたことを踏まえ、下記のとおり、県内のインフルエンザを巡る状況をお知らせするとともに、引き続き医療提供体制の確保等について御協力をお願い申し上げます。

記

1 県内の状況

（1）定点医療機関当たりインフルエンザ患者数の推移

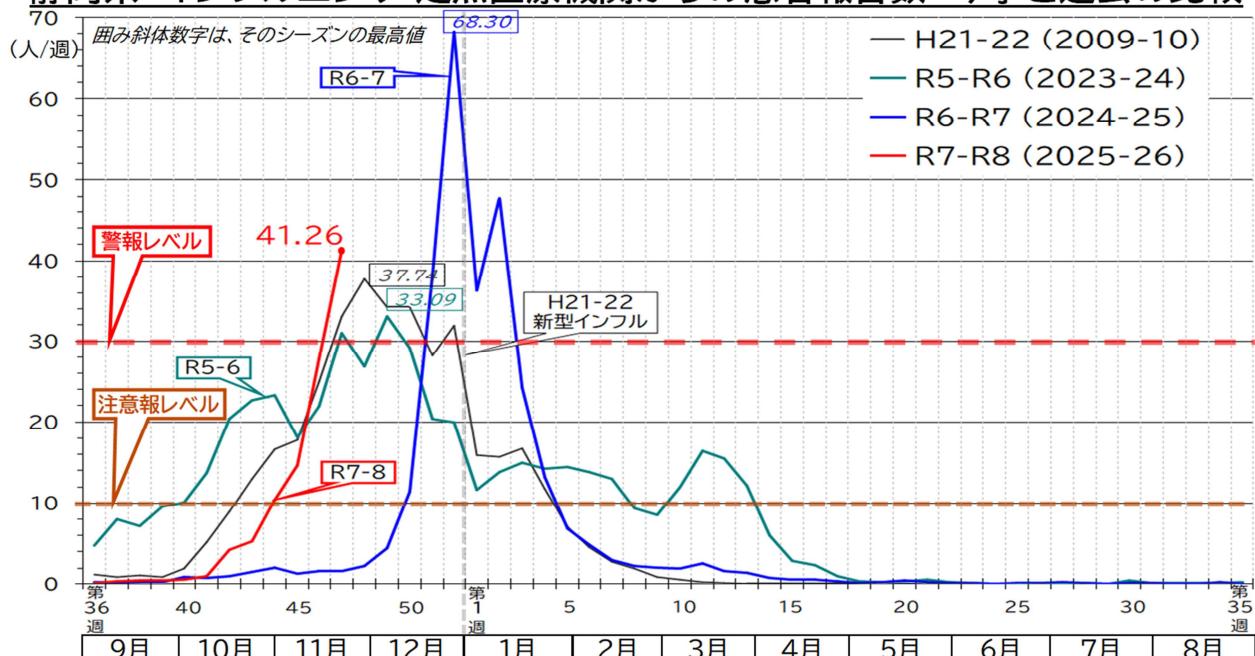
（単位：人／週）

区分	第 44 週 10/27～11/2	第 45 週 11/3～9	第 46 週 11/10～16	第 47 週 11/17～23	前週比 (47 週/46 週)
本 県	10.40 (推定感染者数※2) (10,400 人)	14.65 (14,700 人)	27.76 (27,800 人)	41.26※1 (41,300 人)	1.5 倍
全 国	14.90	21.82	37.73	51.12	1.4 倍

※1 定点医療機関当たり患者数 30 人以上で警報レベル（国が全国一律で設定）

※2 推定感染者数：定点医療機関患者数に 1,000 を掛けた人数（過去実績より算出）

静岡県 インフルエンザ 定点医療機関からの患者報告数 今季と過去の比較



※H21-22 と R5-6 のシーズンが本年度同様第 47 週で警報レベル

(2) 医療提供体制等の状況

項目	全県の状況
病床のひつ迫状況	第 47 週時点ではひつ迫しているという情報はなし。(関係機関への聞き取り等)
インフルエンザによる新規入院患者数	第 47 週 1 週間で 27 人入院、流行期（第 42 週）からの 6 週間で計 67 人入院
福祉施設からのインフルエンザ等の集団感染の報告件数	昨年同期の約 2 倍（9 月 1 日から 11 月 21 日までの報告件数 R6 : 36 件 R7 : 74 件）
医薬品、検査キット及びワクチンの状況	第 47 週時点では一部の薬に出荷制限があるものの、流通上ひつ迫しているという情報はなし。(関係機関への聞き取り等)

2 御協力のお願い

(1) 外来医療について

- ARI について、広く一般的な医療機関において、診療に対応できるよう患者を受け入れるための適切な準備をお願いいたします。

(2) 入院医療について

- 今後想定される感染拡大に備え、各医療機関の機能に応じて患者の入院を受け入れるための体制の構築を進めてください。

- ・院内感染対策については、手指衛生の徹底、適切な個人防護具の着用、ゾーニングや室内換気の徹底が重要であり、こうした院内感染対策の例は厚生労働省ウェブサイトに掲載されているので参考としてください。

※厚生労働省ウェブサイト

「医療機関における院内感染対策について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000845013.pdf>

「新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001271040.pdf>

- ・各地域において特定の医療機関に負担が偏ることがないよう、症状悪化の際の医療機関からの入院（いわゆる上り搬送）及び症状軽快の際の退院（いわゆる下り搬送）に関して、改めて日ごろから関係のある医療機関との役割分担の確認をお願いいたします。

- ・病床ひつ迫下の上り搬送、下り搬送を円滑に行うためには、医療機関の入院患者数の共有が必要であり、また、県内の総入院患者数を県民に情報提供することで、新型コロナの感染拡大状況や医療機関の負担を県民がより理解できることから、コロナ入院患者数のG-MISへの日次入力が重要であると考えます。

- ・昨冬及び今夏の新型コロナ感染拡大時における対応と同様に、県が新型コロナウイルス感染拡大注意報を発令した際は、各病院におかれましては、土日を除く日々の入院患者数と、そのうちの人工呼吸器管理中の患者数の2項目について、G-MISへの入力をお願いいたします。なお、当該入力結果について昨冬と同様に県において集約しeメール等により共有します。

（3）新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチン定期接種の検討の勧奨について

- ・昨年末の新型コロナとインフルエンザの同時流行では、急激な患者の増加により、県内の急病センターや輪番診療所、救急外来や受入病床では、かなり強いひつ迫が起こりました。その一因として、昨年度の新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの接種率の低下（下表）が、高齢者の感染者数の増加を招いたと県では考えています。県内全市町において、令和8年1月以降もワクチン接種の公費補助の対象となりますので、高齢のかかりつけ患者さんに対して、両ワクチン接種の検討を一層促していただきますようお願いいたします。

＜参考＞県内高齢者のワクチン接種率

年度	新型コロナ	インフルエンザ
2023（令和5）年度	51.0%	53.8%
2024（令和6）年度	16.5%	50.7%

※厚生労働省ウェブサイト

「ワクチンの供給状況について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka-kansenshou03/index_00002.html

(4) 抗インフルエンザ薬等の処方薬や検査キットについて

- ・インフルエンザや新型コロナに対する抗ウイルス薬や、ARI 全般の対症療法薬として使用される解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸については、現時点で不足しているという情報はありませんが、必要な患者に必要な医薬品が広く行き渡るよう、過剰な発注を控えていただくほか、有効期限内に使用される見込みがある場合は、前回納入製品よりも製造ロットが古いことをもって納入を拒否することを慎みいただくとともに、需給状況を踏まえた適切な在庫の確保や他社製品、代替薬の使用などに御配慮いただきますようお願いいたします。
- ・また、抗原定性検査キットについても、現時点で不足しているという情報はありませんが、過剰な発注を控えていただき、供給状況によっては他社製品の使用などに御配慮いただきますよう併せてお願いいたします。
- ・なお、医療用解熱鎮痛薬等の医薬品の供給状況や安定供給に関する相談窓口については、厚生労働省のウェブサイトに掲載されているので参考としてください。

※厚生労働省ウェブサイト

医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口について（令和5年9月29日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/001151654.pdf>

(5) 年末年始に向けた地域の医療体制準備の検討について

- ・昨冬と同様、流行時期が医療機関の年末年始の休診時期と重なることが懸念されますので、「医療情報ネット（ナビイ）」の活用等による近隣の医療機関間での休診情報の共有や、可能な範囲での地域での患者受け入れ体制の確保についての御検討をお願いいたします。

(6) 高齢者施設における対応について

- ・感染拡大時の医療提供体制を確保するため、高齢者施設の運営等にかかる県の規則※に則り、高齢者施設では、当該施設の利用者に関する症状軽快の際の転院（いわゆる下り搬送）の受入要請があった際には、新型コロナの感染歴を理由とした受入拒否を行わないよう、別添写しのとおり、依頼しておりますので御承知おきください。

※令和6年3月28日の改正により、以下の規定が追加されています。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則

（平成25年静岡県規則第10号）

（協力医療機関等）

第31条

- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

上記と同様の規定が次の高齢者施設の規則にも追加されています。

- ・介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活事業所